

国家戦略特区ワーキンググループ 東京都説明資料

公立大学法人による スタートアップ投資環境の整備

令和6年4月24日

✓ 公立大学法人においても、大学発スタートアップに出資できるようにすること

現状と課題

- 国立大学法人は、産業競争力強化法と国立大学法人法の改正により、2022年4月から、民間ファンドに出資することができるようになり、大学発スタートアップに投資できるようになった
 - 一方で公立大学法人においては、**地方独立行政法人法等によりベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等への出資ができない**
- ⇒規制緩和により、多様なスタートアップを支援することが可能に

（国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲）

	成果活用促進事業者	技術移転機関(承認TLO)	特定研究成果活用支援事業者	研究成果活用事業者	指定国立大学研究成果活用事業者	教育研究施設管理等事業者
	大学の技術に関する研究成果を応用化するために必要な研究を行う又は、必要な研究等を企画・実施する事業者	大学における技術に関する研究成果の特許権の実施許諾等により民間事業者に移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援等を行う認定VC・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者	大学の技術に関する研究成果の提供を受けて商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー	大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設等の管理と他の研究機関等による事業を行う事業者
国立大学法人	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可
公立大学法人	出資可	出資可	出資不可	出資不可	出資不可	出資不可

（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

具体的な要望事項

- 関連法令を改正し、国内にある全ての大学が、自らの研究シーズや学生の力を活かして、スタートアップのイノベーションを起こせるよう、**公立大学法人による投資が可能な枠組みを作ること**
- 当該枠組みにおいては、大学が自らの学生や研究者の起業するための資金投下を後押しし、大学の意思で出資ができる仕組みを検討し、早期に実現すること

地方独立行政法人法

（他業の禁止）

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。